

# 今年度から変わります!

## 被扶養者資格調査(検認)実施のお知らせ

住友理工健康保険組合では、健康保険法施行規則第50条及び厚生労働省保険局の通知・指導に基づき、被扶養者の資格確認(継続認定)を実施しています。

今年度より、提出書類の負担軽減を目的とし、マイナンバー制度の情報連携を利用した調査を実施します。



### マイナンバー制度の情報連携とは



健康保険組合が専用のネットワークシステムを用いて、行政機関等に所得情報や世帯情報を照会することです。

マイナンバー制度は、政府によりデジタル社会の基盤として、国民の利便性向上と行政の効率化をあわせて進め、より公平・公正な社会を実現するためのインフラとされています。

### 情報連携を利用すれば…

資格調査のため提出する調査書など

✓ 面倒な書類の記入が不要!

所得証明書、住民票、年金受給証明書など

✓ 提出書類を取得しなくていい!

事前に情報を照会するので、

皆さまからご提出いただく書類を**必要最小限**にできます!

### 情報連携で取得する情報とは…

令和6年中の**所得情報**と**世帯番号**による**同別居状況**を確認します。給与収入・公的年金収入のみであることが確認できた方は、今回の調査で所得証明書の提出が不要になります。情報連携により照会された履歴はマイナポータルの「行政機関のあいだでの情報履歴」に記録されます。

ただし、マイナンバー制度の情報連携を実施後に、調査が必要となる場合があります。調査が必要となった方には、9月に自宅へ調査書類一式を送付いたします。同封の調査書に必要書類が印字されていますので、期日までにご提出ください。

### 追加調査が必要となる対象者

- 1 情報連携のエラー等により所得情報や世帯情報が確認できなかった方
- 2 情報連携から得た所得情報や世帯情報で追加書類が必要となった方
- 3 配偶者・子以外の続柄で、生活状況確認が必要な方



調査書類一式を受け取った方は、同封の調査書に必要書類が印字されていますのでご確認のうえ、ご提出をおねがいたします。



## 被扶養者の資格確認(継続認定)ってなに？

毎年一定の期日を定め、被扶養者に係る確認をすることです。  
皆さまの大切な保険料を公正に運用し、組合運営の適正化を図るため、実施が義務づけられています。

### 健康保険法施行規則第50条

保険者は、毎年一定の期日を定め、資格確認書の検認若しくは更新又は被扶養者に係る確認をすることができる

### 厚生労働省通知

- 厚生労働省保険局長通知(保発第1029004号)  
被保険者証の検認については、保険給付適正化の観点から、毎年実施すること
- 厚生労働省保険局課長通知(保保発第1029005号)  
被保険者証の検認又は更新に際しては、被扶養者の認定の適否を再確認すること



## マイナンバーを健康保険組合が利用していいの？

健康保険組合は、マイナンバーを取り扱うことができる「個人番号利用事務実施者」となっておりマイナンバーを使って、マイナンバー法で定める行政事務を処理することができます。  
「個人番号利用事務実施者」として、事務の範囲内でマイナンバーを使用いたします。



## 自分や家族がなにか手続きする必要はある？

基本的には手続きの必要はありません。  
ただし、調査の結果、追加で確認が必要な場合には、後日、書類の提出をお願いすることがあります。



## 情報漏洩に対する対策はされているの？

情報連携では、マイナンバーを直接用いず、情報保有機関ごとに振り出された符号を使用し  
芋づる式に情報が漏洩することを防止するなど様々な対策を講じています。



### 個人情報保護に関する基本方針(プライバシーポリシー)

住友理工健康保険組合は、加入者個人に関する情報を適切に保護するための基本方針と、個人情報の利用目的をホームページにて公表しています。  
<https://www.sumitomoriko-kenpo.or.jp/policy>



## マイナ保険証への切り替えはお済みですか？

今すぐ  
確認を!

2025年12月2日以降、現在の健康保険証は使用できなくなります。  
これからは、マイナンバーカードと一体になった「マイナ保険証」が健康保険証の代わりとなります。  
「まだ切り替えてない!」「どうすればいいの?」そう思っている方もいるかもしれません。  
まだ利用登録がお済みでない方は、以下をご確認の上、早めの登録をお願いします。

マイナンバーカードの保険証利用申し込みの動画はこちら

厚生労働省作成動画

【どうやって申し込むの?今すぐできる!簡単申し込み編】▶



マイナンバーをまだ持っていない方の  
申請方法についてはこちら

マイナンバーカード総合サイト▶

